

設問

この調査に御協力いただいたこと及び回答内容については、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用しませんので、ありのままの事実を回答してください。

- ① 各設問の前に、下請法の概要を **★下請法のポイント** として紹介しています。
最初に **★下請法のポイント** をお読みいただき、当該ポイントについて親事業者に問題があると思う場合は、各ポイントのすぐ下の案内にしたがって、各設問に回答してください。回答は、必ず封入の回答用紙に記載してください。回答選択肢の中に該当するものが複数ある場合、該当するすべての記号の左横の○を裏写りしないボールペンで塗りつぶしてください。
当該ポイントに問題がないと思う場合は、次の **★下請法のポイント** に進んでください。
- ② いずれのポイントにおいても親事業者の問題がないと思う場合は、回答用紙を提出していただく必要はありませんし、公正取引委員会への連絡も不要です。
- ③ 「回答に対する補足説明」、「設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例」及び「調査対象の親事業者以外の親事業者との取引における問題点」がある場合、本冊子の11ページにある記載例を参考に、回答用紙の裏面の自由記載欄に記載してください。

★下請法のポイント（その1） 発注書面の交付について

親事業者は、下請業者に発注する際、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項をすべて記載した書面（注文書、契約書等）を交付する義務があります。

したがって、親事業者が口頭のみで発注を行った場合（発注書面の不交付）や下請代金の額等の必要記載事項を記載しない発注書面を交付した場合（記載不備）は下請法違反になります。

このポイントについて親事業者の問題があると思う場合

選択肢アからコまでの事実が1回でもある場合には、回答用紙の該当するすべての記号の左横の○を裏写りつぶしてください。設問2以降も同様に回答してください。

設問1

- ア 親事業者は、口頭で発注し、発注書面を交付しなかった。
- イ 親事業者は、納品後（役務の提供後）に発注書面を交付した。
- ウ 親事業者は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。
- エ 親事業者は、発注書面に下請代金の支払期日・方法を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法を記載した書面も交付しなかった。）。
- オ 親事業者は、個々の発注書面とは別に下請代金の額を記載した書面（単価表）等を交付しているが、個々の発注書面と単価表等との関係を発注書面に記載しなかった。
- カ 親事業者は、手形を交付する場合、発注書面に手形の金額と満期を記載しなかった。
- キ 親事業者は、仮単価発注を行った際、正式単価を決める予定期日等を発注書面に記載しなかった。

- ク 親事業者は、仮単価発注を行った際、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。
- ケ 親事業者は、給付の内容について検査する場合、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。
- コ 親事業者は、物品又は情報成果物の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、知的財産権を譲り受けること及びその金額を発注書面に記載しなかった。

★下請法のポイント（その2） 下請代金の支払制度について

親事業者は、下請業者が納品したのものについて検査を行うか否かを問わず、納品日（役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金を全額支払う必要があります。

また、親事業者が下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することは禁止されています。

※ 「一般の金融機関で割り引くことが困難な手形」とは、交付日から満期日までの期間が、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形を指します。

このポイントについて親事業者の問題があると思う場合

設問2

ア 親事業者は、貴社が締切日までに納品（役務を提供）したのものについて、納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を支払う（又は手形を交付する等）制度を採っていない。

例1：毎月末日納品締切・翌月末日支払（又は手形交付等）の場合

4月1日に納品したものの下請代金は5月31日（＝2か月後）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払を行う制度です。

例2：毎月末日納品締切・翌々月10日支払（又は手形交付等）の場合

4月1日に納品したものの下請代金は6月10日（＝70日後）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払を行う制度ではありません。

- イ 親事業者は、「貴社が請求書を提出する時期が遅かった」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。
- ウ 親事業者は、「受入検査に日数を要した」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。
- エ 親事業者は、「自社の内部での事務処理が遅れた」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。
- オ 親事業者は、支払期日が金融機関の休業日の場合、貴社との合意なしに、翌営業日に下請代金を支払った。
- カ （親事業者が繊維業の場合）親事業者は、交付日から満期日までの期間が90日を超える手形を交付した。
- キ （親事業者が繊維業以外の場合）親事業者は、交付日から満期日までの期間が120日を超える手形を交付した。

このポイントについて親事業者の問題がないと思う場合

★下請法のポイント（その3） 下請代金の額の決定方法について

親事業者が、下請事業者が納入する物品（提供する役務）と同種・類似のものに対して通常支払われるべき対価と比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者が下請事業者と協議することなく、一方的に下請代金の額を決定する場合は下請法違反のおそれがあります。

このポイントについて親事業者に問題があると思う場合

設問3

- このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合
- ア 親事業者は、継続して貴社に発注しているものの下請代金の額（単価）を一律に一定率引き下げた。
 - イ 親事業者は、継続して貴社に発注しているものの下請代金の額（単価）を貴社と協議せず引き下げた。
 - ウ 原材料価格等が上昇したため貴社から下請代金の額（単価）の上げを要請したが、親事業者は貴社と協議することなく下請代金の額（単価）を据え置いた。
 - エ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたにもかかわらず、当初から、少量しか発注しなかった。
 - オ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）とし、当初はその前提どおりの数量を発注していたが、次第に少量しか発注しなくなったにもかかわらず、下請代金の額（単価）を引き上げなかった。
 - カ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、見積り時点よりも作業内容・種類が大幅に増えたにもかかわらず、見積り時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。
 - キ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、見積り時点で予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積り時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。
 - ク 親事業者は、新たに貴社に発注するもの下請代金の額（単価）を、貴社と協議せずに決定した。
 - ケ 親事業者は、一部の下請事業者と協議して決めた単価を一方的に貴社に当てはめて下請代金の額（単価）を決定した。
 - コ 親事業者は、貴社の給付内容に知的財産権が含まれている際、当該知的財産権の対価について十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る価格に決定した。

★下請法のポイント（その4） 下請代金の減額について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していたとしても、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

また、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注書面に記載した下請代金の額を、発注後いつの時点で減じることも禁止されています。

したがって、例えば、「協力金」、「出精値引き」等と称して下請代金を減額する場合は下請法違反になります。

このポイントについて親事業者に問題があると思う場合

設問4

- このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合
- ア 親事業者は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。
 - イ 親事業者は、下請代金から消費税相当分を差し引いた。
 - ウ 単価の引下げに合意した際、親事業者は、既に発注済みのものにもまで、引き下げた新単価を適用した。
 - エ 親事業者は、貴社との間で結んだ金銭に関する取決め（例：出精値引き、協力値引き、歩引き、リベート、1円以上の単位での端数切捨て等）に基づき、下請代金を減じて支払った。
 - オ 親事業者は、貴社との間に何ら取決めを結んでいないにもかかわらず、一方的に下請代金を減じて支払った。
 - カ、下請代金の支払制度が手形払いの場合に、貴社の希望で一時的に現金での支払を求めた際、親事業者は、下請代金の額を減じて支払った。
 - キ （下請代金の支払制度が手形払いの場合）貴社が希望していないにもかかわらず、親事業者は、現金で支払を行うことを理由に下請代金を減じて支払った。

★下請法のポイント（その5） 発注内容の変更・やり直しについて

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には

- ① 納品前（役務の提供前）に、発注内容を変更し当初の発注内容と異なる作業を行わせる
- ② 納品後（役務の提供後）に、当初の発注内容にない追加的な作業を行わせる

ことにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者が、自らの都合・事情により下請事業者に追加的な作業を行わせたために下請事業者に追加的に生じた費用を負担しない場合は、下請法違反になります。

このポイントについて親事業者に問題があると思う場合

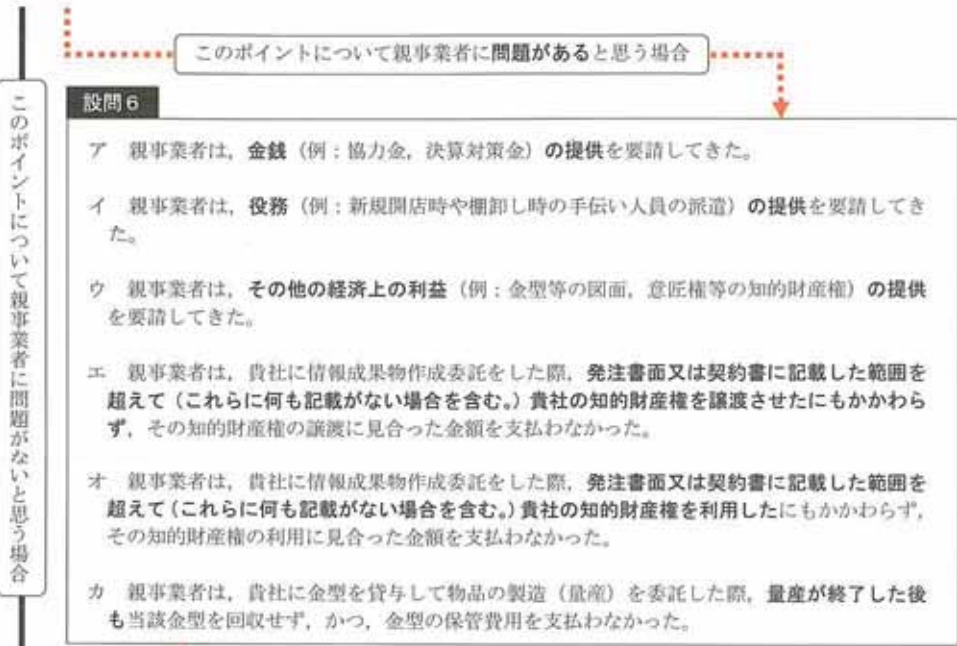
設問5

- このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合
- ア 親事業者は、発注書面に記載した発注内容を変更したが、変更により新たに貴社に生じた費用についてその全額は負担しなかった。
 - イ 親事業者は、納入後に、発注書面に記載のない追加作業を貴社に行わせたが、追加作業の費用についてその全額は負担しなかった。

★下請法のポイント（その6） 経済上の利益提供要請について

親事業者が、自己のために金銭、役務（例：手伝い店員の派遣）その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

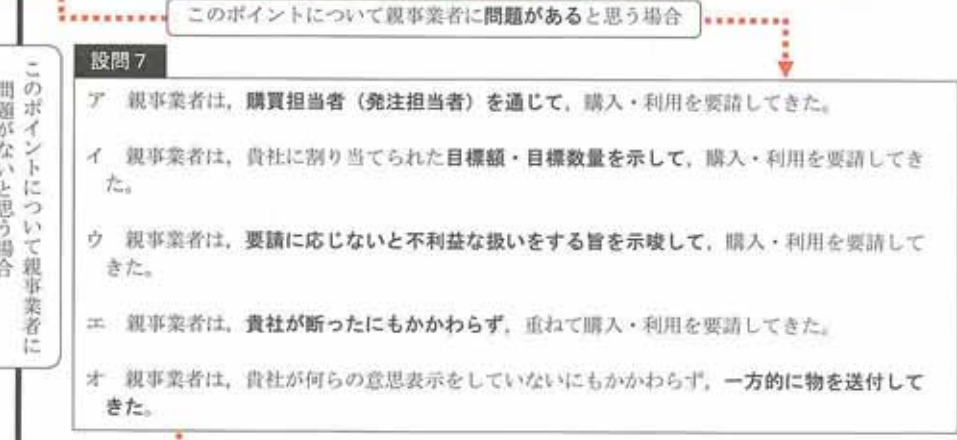
したがって、例えば、親事業者が、自社の決算対策として協賛金の提供を要請し、下請事業者に協賛金を負担させることは下請法違反になります。



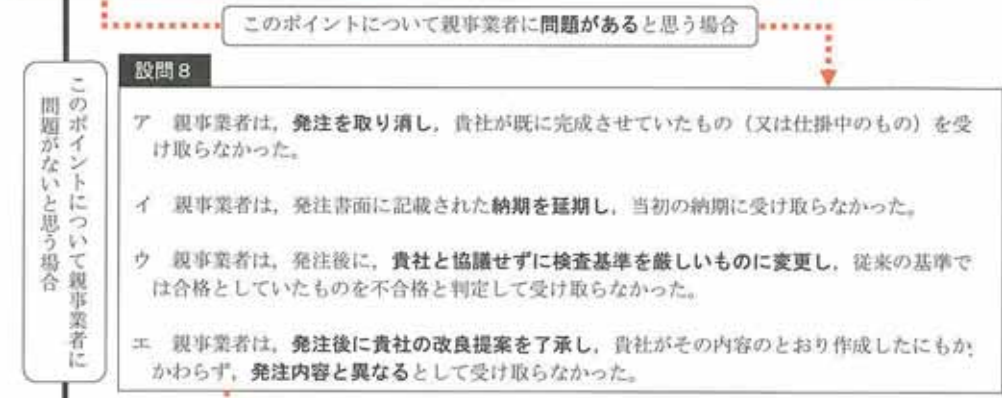
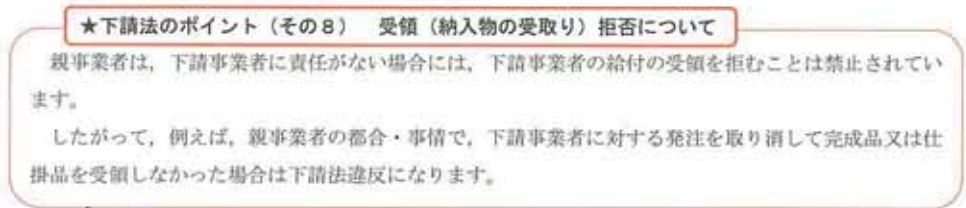
★下請法のポイント（その7）物の購入要請・サービスの利用要請について

親事業者は、正当な理由（下請事業者が納入する物品の品質維持等）がある場合を除き、下請事業者に、自己が指定する物を購入させ又はサービスを利用させることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。）。

したがって、例えば、親事業者が、自社製品の販売促進のために下請事業者にその製品を購入させたり、取引先からのサービス利用依頼に応じるために下請事業者にそのサービスを利用させることは下請法違反になります。



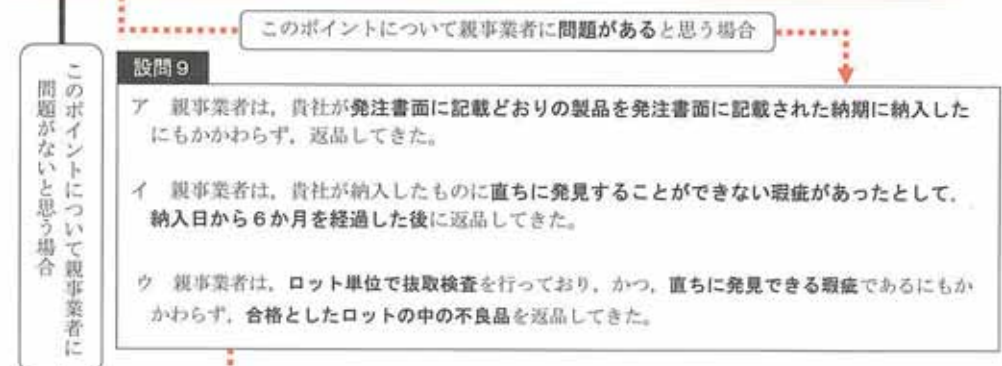
※ 貴社が**役務の提供のみを請け負っている場合は、ここで終わり**です。御協力ありがとうございました。
 なお、「回答に対する補足説明」等がある場合、本冊子11ページの記載例を参考にして、回答用紙の裏面の自由記載欄に記載してください。



★下請法のポイント（その9）返品について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、納品後、受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取らせることは禁止されています。

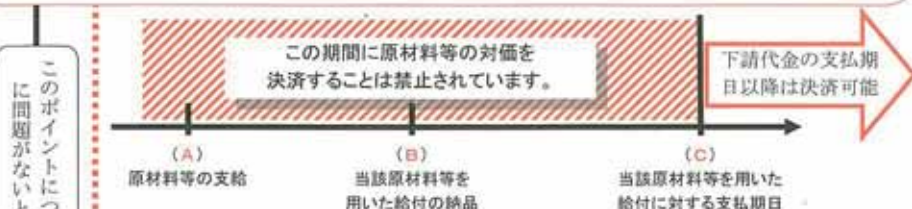
したがって、例えば、下請事業者が発注書面に記載どおりの製品を発注書面に記載された納期に納入したにもかかわらず返品する場合は下請法違反になります。



★下請法のポイント（その10） 有償で支給した原材料の決済時期について

親事業者は、下請事業者に原材料等を有償で支給した場合、下請事業者に責任がないときには、その原材料等の対価を、その原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に決済することにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています（下の図参照）。

※ 親事業者が、図のAの時点で有償で支給した原材料等の対価を、Cの時点（当該原材料等を用いた給付に対する支払期日）が到来する前に決済することは禁止されています。



このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

このポイントについて親事業者に問題があると思う場合

設問10

ア 「★下請法のポイント（その10）」の図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に決済された。

※ 貴社が金型関連の業務を行っていない場合は、ここで終わります。御協力ありがとうございました。

なお、「回答に対する補足説明」等がある場合、本冊子11ページにある記載例を参考にして、回答用紙の裏面の自由記載欄に記載してください。

★下請法のポイント（その11） 金型について

親事業者が下請事業者に金型の製造委託を行う場合についても、発注書面の交付義務や下請代金の支払遅延の禁止等下請法のルールが適用されます。

このポイントについて親事業者に問題があると思う場合

設問11

- ※ ここでいう「金型」には、以下の2つのものを含みます。
- ① 親事業者が、貴社に金型の製造を委託した場合の「金型」。
 - ② 親事業者が、貴社に部品の製造を委託した際に、貴社がその部品の製造に必要な金型を製造する場合の「金型」（親事業者がその金型の所有権を持つ場合に限る。）。
- ※ ここでいう金型の「納入」には、以下の2つのものを含みます。
- ① 親事業者（親事業者が指定した第三者を含みます。）に金型を納入すること。
 - ② 金型が下請事業者の元に留まる場合に、親事業者に金型を納入することと同一視できる事実（例：試打ち品の納入）が存在すること。

ア 金型の納入日から親事業者が金型の代金・費用を全額支払うまでの期間が60日（2か月）を超えた。

イ 親事業者は、金型の代金・費用をまったく支払っていない。

ウ 親事業者は、金型の代金について、当該金型を使用して製造した部品の下請代金に含めて支払った。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

御協力ありがとうございました。「回答に対する補足説明」等がある場合、以下の記載例を参考にして、「回答用紙」裏面の自由記載欄に記載してください。

記載例1 回答に対する補足説明を記載する場合

当社は、設問4でエを選択しました。親事業者と結んだ金銭に関する取決めについて詳しく説明します。当社は、衣料品を製造している親事業者と10年以上取引を行っています。2年ほど前、親事業者の経営が苦しくなり、収益改善策として納入単価の引下げ要請がありました。当社としては、いったん単価を引き下げてしまうと、元に戻すことは困難と考えましたので、単価引下げの代わりに、1年間に限って、当社に支払われる毎月の下請代金の2パーセントを「リベート」と称して割り戻すことで合意し、平成20年4月の納入分から、親事業者にリベートを支払ってきました。しかしながら、約束の1年間で過ぎた後も親事業者はリベートを取り続けており、先月には、割戻し幅を5パーセントに引き上げたいと要請してきており、大変困っています。

記載例2 設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記載する場合（その1）

当社は金型メーカーです。長年取引を続けてきた親事業者から、自動車の部品を作るための金型を3台（3台とも同じもの）作るように発注を受けました。発注に際し、親事業者から、このうち1台の金型については、海外向け製品を作るために使用するのでは他の2台の金型代金の80パーセント程度の代金に抑えたいとの説明がありました。

当社が金型を作るために調達する材料の価格や作業工賃は3台とも同じなのに、親事業者の都合で1台だけ安い価格にされてしまうことは、いくら海外向け製品を作る金型だからと言っても、簡単に納得できないものがあります。

記載例3 設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記載する場合（その2）

当社は家庭用電気製品に組み込む部品を製造しています。昨年秋ころ、親事業者から、従来は週に1回だった納品を毎日行うよう要請がありました。納品を毎日行うとなると運送費がかさむため、運送費が増した分の下請代金の引上げを認めてくれるならば毎日納品することもできる旨を親事業者に回答し、下請代金を引き上げるよう申入れを行いました。

しかし、親事業者は、下請代金の引上げ協議にはまったく応じず、毎日納品することだけを一方的に指示してきました。

記載例4 調査対象の親事業者以外の親事業者との取引における問題点を記載する場合

※ 本冊子3ページの「親事業者と下請事業者の範囲」を利用して、当該親事業者が下請法上の親事業者に該当するか否かを確認してください。

当社は、今回の調査対象の親事業者とは別に■■■という親事業者と取引を行っています。この■■■は●●●●市に本社があり、パソコン用のソフトウェアを販売しています。■■■の資本金は、ウェブサイトを確認したところ30億円でした。

■■■は検収後支払いを行う制度を採用していますが、■■■は当社が納入したソフトウェアの受入検査に3か月を要したため、下請代金の支払日が納入日から数えて60日を超えました。これは、下請法が禁止している下請代金の支払遅延に当たらないのでしょうか。

御協力ありがとうございました。